

## ○ 事案① 元教授の不正経理に関する調査結果

### 1. 概要

平成 24 年 5 月に東京地方検察庁特別捜査部（以下、「東京地検」という。）による薬学研究科への業務上横領容疑に係る強制捜査が、辻本元教授が主宰する研究室等を対象として実施され、関係書類が押収され、同年 7 月に辻本元教授は収賄容疑で東京地検に逮捕された。

強制捜査を発端として、辻本元教授が競争的資金等を不正に使用していた疑いがあることが判明したことから、薬学研究科及び大学本部に調査委員会を設置し、辻本元教授が在職したすべての期間において執行したすべての経費を対象とする調査を開始した。調査委員会では、不正経理の全容解明を目指して、調査対象経費に係る書面調査及び関係者からの聴き取り調査等を進めたが、強制捜査により証拠書類が東京地検に押収されたことや、辻本元教授が逮捕後起訴され判決確定後には収監されたこと、更に、預け金を保管していた取引業者は倒産して既に解散しており、預け金形成に関わった中心人物の協力を得ることができなかったことなどから、長期間にわたって調査が進展しない状況が続いた。

平成 28 年 8 月に辻本元教授の刑事裁判が結審し、同年 10 月に東京地検より押収資料が返還されたことをうけ、これまでに行った調査において判明した事実や入手した資料等に基づき、現時点において辻本元教授の不正経理であることを認定できるものを特定し、調査結果として取りまとめることとした。

### 2. 調査等

#### (1) 調査体制

##### 1) 部局調査委員会（平成 24 年 7 月 3 日設置）

目的：関係者へのヒアリング、書面の検証等に基づく事実関係調査

構成：＜設置当初＞

|      |                      |
|------|----------------------|
| 佐治英郎 | 薬学研究科長、薬学研究科・教授（委員長） |
| 中山和久 | 同副研究科長、薬学研究科・教授      |
| 金子周司 | 同副研究科長、薬学研究科・教授      |
| 高倉喜信 | 評議員、薬学研究科・教授         |
| 竹本佳司 | 評議員、薬学研究科・教授         |
| 伊藤信行 | 薬学研究科・教授             |
| 柏原 明 | 薬学研究科・事務長            |
| 宇野圭助 | 薬学研究科・経理掛長           |
| 石川隆行 | 薬学研究科・研究推進掛長         |

構成：＜調査終了時＞

中山和久 薬学研究科長、薬学研究科・教授（委員長）  
竹本佳司 同副研究科長、薬学研究科・教授  
掛谷秀昭 同副研究科長、薬学研究科・教授  
金子周司 評議員、薬学研究科・教授  
加藤博章 評議員、薬学研究科・教授  
高倉喜信 薬学研究科・教授  
廣瀬幸司 薬学研究科・事務長  
奥山 諭 南西地区共事事務部管理課・管理課長  
池田達志 薬学研究科・事務長補佐  
伊勢本 崇 南西地区共事事務部管理課・管理掛長

## 2) 本部調査委員会（平成 24 年 7 月 2 日設置）

目的：部局調査委員会の調査結果を検証

構成：＜設置当初＞

（学内委員）

榎木哲夫 理事補（研究担当）、工学研究科・教授（委員長）  
川北英隆 理事補（財務・施設担当）、経営管理大学院・教授  
林 信夫 法務・コンプライアンス担当副学長、法学研究科・教授  
佐治英郎 薬学研究科長、薬学研究科・教授  
浅野敦行 総務部長  
山本昌博 財務部長  
佐藤兆昭 研究国際部長  
鈴木 茂 監査室長  
柏原 明 薬学研究科・事務長

（学外委員）

豊田幸宏 洛友法律事務所・弁護士  
三重利典 葵法律事務所・弁護士

構成：＜調査終了時＞

（学内委員）

北川 宏 理事補（研究担当）、理学研究科・教授（委員長）  
柴田章久 理事補（財務担当）、経済研究所・教授  
山本克己 法務・コンプライアンス担当副学長、法学研究科・教授  
中山和久 薬学研究科長、薬学研究科・教授  
佐治英郎 学術研究支援室長、教授

中村一也 総務部長  
 真下 宗 財務部長  
 小倉一夫 研究推進部長  
 廣瀬幸司 薬学研究科・事務長  
 (学外委員)  
 豊田幸宏 洛友法律事務所・弁護士  
 三重利典 葵法律事務所・弁護士

## (2) 調査内容

### 1) 調査期間

平成 24 年 7 月～平成 29 年 12 月

### 2) 調査対象

当該教員が本学に在職していた平成 15 年 4 月から平成 24 年 6 月までの間において、当該教員が管理していたすべての財源を対象に調査。

### 3) 調査方法

書面調査においては、当該教員が支出等に関連したすべての財源・費目について、関係資料を精査し事実確認を実施。聞き取り調査においては、当該教員が主宰する研究室に所属していた教職員や取引先企業の従業員の一部の者に対して、聞き取り調査を実施。

## 3. 調査結果

### (1) 不正等の種別

架空納品に基づく預け金の形成

### (2) 不正に関与した教員

薬学研究科 辻本豪三 元教授

### (3) 不正に支出された財源及び金額と用途

| 資金の種別                    | 不正に支出された研究費の額 (円) |
|--------------------------|-------------------|
| 科学研究費補助金、受託研究費、その他の外部資金等 | 94,311,544        |
| 寄附金                      | 1,553             |
| 大学運営費                    | 4,835             |
| 計                        | 94,317,932        |

なお、預け金をおこなっていた取引業者が民事再生法の適用を受けて事実上解散しており、実態を知る元社員の協力が得られないこと、帳簿類の入手ができないことなどから、預け金の使途を特定するには至らなかった。

#### (4) 不正の具体的な内容

##### 1) 動機・背景

預け金形成の必要性について、平成 18 年、19 年頃まで 4 月以降に研究費が執行できるようになるまで半年以上かかり、その間の研究の継続や雇用の継続を行うために研究費を確保する手段として、預け金の形成を必要悪だと当該教員は考えていた。

##### 2) 手法および不正が行われた状況

当時の検収制度が現在ほど厳格でなかったことにつけこみ、年度末に集中しないように年度末の数ヶ月前から、研究室で用いる消耗品を架空に納品させたことにした請求書により、大学から取引業者に支払いを行わせることにより預け金を形成した。

#### (5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

今回の不正の認定にあたっては、まずは当該教員が管理していたことが確実な競争的資金等を対象とし、本学から取引業者に支払った事実が確認できるとともに本学への納品が確認できなかったもののうち、総額 94,317,932 円を預け金であると認定した。

なお、今回の調査において事実関係が判明しなかった事項については、今後、新たに有用な証拠等の入手が実現した場合には、改めて調査を実施し、不正と認定できるものがある場合は、追加の不正認定等を行う。

#### 4. 不正の発生要因

本事案の発生要因として、主に以下のような要因があげられる。

- ①当時の競争的資金等の制度面や運用面において課題があったことが背景にあったとしても、預け金は不正経理であることが明確に通知されていた中で、預け金を必要悪だと主張するなど、当該教員に研究者としての倫理観、規範遵守意識の欠如があったこと。
- ②当該教員と特定の取引業者との間に癒着関係があったこと。
- ③当時、比較的低額な納入物品の検査は、教員自身が行うことができたこと。